

令和8年度（2026年度）
「鹿屋体育大学次世代A.C.E.博士人材育成・強化プロジェクト」
プロジェクト生 募集要項

<目的>

本プロジェクトでは博士課程学生への経済的支援の強化を行い、体育・スポーツ等の分野における専門的な研究力を研ぎ澄まし、強化すると同時に、新しい分野や領域と体験・交流・連携・協働し、新たな価値や分野の変革を醸成する教育プログラムやキャリア支援プログラムを推進するものです。

特に、学位取得に加えて、研究成果を広く社会に還元する責務があることから、高等教育機関における教員・研究者だけでなく、スポーツやウェルビーイングに関わるDX・イノベーション関連企業での研究開発や普及する人材、国民の健康やスポーツ振興に関わる行政や団体での社会・地域イノベーションのリーダーとして活躍できる多様なキャリアパスへと導くプロジェクトを推進するものです。

<プロジェクト参加にあたり求められること>

- (1) JSTからのモニタリング、フォローアップ調査を受けること
- (2) JSTからの進路調査を10年以上にわたり受けること
- (3) JSTから求められる取り組み等へ参加すること
- (4) その他、本プロジェクト遂行に必要なこと

1. 募集対象

- ①2026年4月に鹿屋体育大学大学院博士後期課程もしくは3年制博士課程に入学予定である者
- ②2026年4月時点で、本学博士課程に修業年限以内で在籍する者
※現在のプロジェクト学生及び休学者を除く
- ③主として日本人である者

2. 募集人員

4名程度(予定)

※現在のプロジェクト学生は、別途継続の申請及び審査を行います。

3. 申請資格

募集時点において、「1. 募集対象」に該当する学生で、優れた研究能力を有するとともに、プロジェクトで実施するキャリア開発・育成コンテンツの各プログラムに積極的に参加をする者で、次の①から④のすべてに該当する者とします。

- ① 2026年4月1日時点で本学大学院の博士課程に在学する者
- ② 採用後、本プロジェクトが課す活動に必ず参加する者
- ③ 原則として、入学から3年間での修了（学位取得）を予定している者
- ④ 申請にあたり、指導教員（指導教員予定者）の承諾を得ている者

《※注意》以下に該当する方は対象となりません。

- ① 採択時において、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)に採用されている者
- ② 2026年4月現在で、本学、国、企業等から240万円以上/年以上の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ている者
- ③ 国費留学生として日本政府(文部科学省)の奨学生を受給している者
- ④ 外国人留学生で母国からの奨学生等の支援を受けている者
- ⑤ 主として、在留資格が「留学」の者
- ⑥ 標準修業年限を超過している者（※在籍している博士後期課程に入学してから3年を超過している者。ただし、在籍年数に休学期間は含めない。）
- ⑦ 鹿屋体育大学学則第63条に定める懲戒を受けたことがある者

4. 支援期間

2026年4月1日～標準修了年限まで

※支援期間中に休学する場合は、その事由により支援打ち切りの可能性があります。

5. 博士学生への主な支援内容

- (1) 研究奨励費(生活費相当)の支給
 - (2) 研究費の支給
 - (3) キャリア開発・育成コンテンツの提供※
 - ① 博士人材グローバルツアープログラム（海外短期研修）
 - ② 博士人材力強化実習プログラム（インターンシップ事業）
 - ③ 異分野・領域体験・交流プログラム（トランスファラブルスキル醸成）
 - ④ 博士人材キャリア講演会
 - ⑤ 博士人材研究・キャリアメンタリング
- ※本プロジェクト採択者は、キャリア開発・育成コンテンツにおける各取組への参加が原則必須となります。

6. プログラム生の遵守事項等

支援対象学生は、運営チームが定めるキャリア開発・育成コンテンツに関する取組に積極的に参加し、研究活動に専念するとともに、次に掲げる義務を履行しなければなりません。

- ① 申請時の研究計画を踏まえた研究活動に専念
- ② 海外短期留学または企業インターンシップへの参加
- ③ 毎年度、事業統括に研究計画書及び研究報告書を提出
- ④ 本学が実施している研究倫理教育の受講
- ⑤ その他本プログラムにおいて定める取組

7. 支援額等

- (1) 研究奨励費 月額18万円（年額216万円）
- (2) 研究費の支給 年額30万円（予定）

※研究奨励費は、博士課程に在籍する期間（標準修業年限以内）支給

※研究費は、本学規則に基づき、研究に必要な物品、旅費等に支出可能

8. 申請手続き

申請書類【別紙申請書（様式1）及び誓約書（様式2）】を記載の上、期限までに教務課教育企画係（kyoumu-s@nifs-k.ac.jp）へメール添付にて提出。

※留意事項

- ① 提出する際のメール件名は【次世代博士支援申請】としてください。
- ② 提出期限を過ぎた場合は申請を認めません。
- ③ メール受領後、翌日中（土日を除く）に受領メールを返信します。
メールが届かない場合は、速やかに0994-46-4861までご連絡ください。

9. 申請期間

2026年2月6日（金）～2月20日（金）17時まで（期限厳守）

※提出期限後の申請は不可とします。

10. 選考

鹿屋体育大学次世代A.C.E.博士人材育成・強化プロジェクト選抜審査チームにおいて行う。

11. 選抜の流れ

項目	期日	備考
① 申請者本人からWEBで事前登録	令和8年2月6日（金）9時～ 令和8年2月20日（金）15時厳守	※提出期限後の申請はいかなる理由があっても不可（余裕をもって申請してください。）
② 申請書（様式1）、誓約書（様式2）をメールで提出	令和8年2月6日（金）9時～ 令和8年2月20日（金）17時厳守	※提出期限後の申請はいかなる理由があっても不可（余裕をもって申請してください。）
③ 面接審査の日程照会	令和8年2月24日（火）～ 令和8年2月27日（金）	指定の調査フォームにて回答すること
④ 書類・面接審査	令和8年3月上旬 ※日時決定後の変更は認められません	オンライン実施 日程照会で、実施日決定
⑤ 最終合格通知	令和8年3月下旬予定	申請者本人及び指導教員（指導教員予定者）にメール

1 2. 選考方法及び審査の観点

- (1) 選考は、書面審査及び面接審査により行います。
- (2) 書面審査は申請書類に基づき審査いたします。
- (3) 面接審査は、オンライン（Teams）で、プレゼンテーション（5分以内）及び質疑応答（10分程度）を予定しています。
※プレゼンでは、本プロジェクトの趣旨を踏まえ、「博士課程における研究計画と目指すキャリア像」について、パワーポイントを用いて説明をお願いします。
また、面接の日程等については後日ご連絡いたします。

（※審査の観点）

- ① 研究計画は、挑戦的で融合的な研究であるか。
また、十分な高度専門性を備え、実現可能なものであるか。
- ② これまでの研究活動・実績から、今後の研究計画や将来展望の実現が期待できるか。
- ③ 修了後のキャリアパスを意識し、社会でどのように活躍・貢献したいかを考えているか。
- ④ 本プログラムの趣旨を理解し、プログラムに意欲的であるか。
また、修業年限以内で学位を取得する意欲があるか。

1 3. 結果通知

選考結果は、申請者本人及び指導教員（指導教員予定者）に3月下旬頃に通知する予定ですが、審査状況により遅れる場合があります。

1 4. 支援の停止及び取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、支援を停止または取り消しを行い、支援金の返還を求める場合があります。

- ① 「4. 申請資格」を喪失したとき
- ② 自己都合による休学（出産・育児・傷病・留学等を除く）のとき
- ③ 退学又は除籍となったとき
- ④ 3年間での学位取得ができなくなったとき
- ⑤ 支援対象学生本人が、支援の停止又は取消を申し出たとき
- ⑥ 選抜審査チームが支援対象学生として適当でないと判断したとき

1 5. 個人情報の取り扱い

- (1)申請書類や面接審査において含まれる個人情報については、プロジェクトの選考、その他プロジェクトにかかる業務を行うために利用します。
- (2)選考に用いた試験成績等の個人情報は、選考結果の集計・分析及び選考方法の調査・研究のために利用します。

1 6. 注意事項

- (1)選抜された学生の情報（氏名等）に関しては、透明性確保の観点から基本的にホームページ等で公表することとなります。
- (2)申請書類に虚偽の記載をしたものは申請資格を失い、また、採択後であっても採択を取り消すことがあります。
- (3)採用後、ジョブ型インターンシップに登録する必要があります。
- (4)採用後、本学が指定する研究倫理教育プログラムを受講・修了する必要があります。
- (5)日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学生受給者は、JASSOへの確認が必要となります。なお、令和5年度以降にJASSO第一種奨学生として採用された学生は「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れるのでご留意ください。
- (6)学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税等に関するお問い合わせについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

(7) 学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われるため所得税、住民税の課税の対象となり、学生自身による確定申告が必要です。

1 7. 各種問合せ先

鹿屋体育大学教務課教育企画係
〒891-2393 鹿屋市白水町1番地 事務局棟1階

問合せフォーム：

<https://forms.office.com/r/mPmv25GmEX>

※問合せは上記フォームからのみ、受け付けています。

事前登録フォーム：

<https://forms.office.com/r/hQFbGtDasz>

※プロジェクトへ申請する者は、必ず事前登録を行ってください。